

セレッソ大阪ヤンマーレディースと大阪市住吉区との連携協力に関する協定書

(目的等)

第1条 この協定は、セレッソ大阪ヤンマーレディースを運営する株式会社セレッソ大阪及び大阪市住吉区（以下「両者」という。）が、スポーツの推進、教育、広報などさまざまな分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、地域連携を積極的に推進し地域社会の発展に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 区民等を対象にしたスポーツ教室の開催
- (2) スポーツの普及、競技力の向上
- (3) トップアスリートやコーチの学校や地域等への派遣
- (4) 「みる」スポーツの推進
- (5) その他、住吉区政の施策、事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1カ月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者がそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年 9月 8日

大阪市東住吉区長居公園1番1号
株式会社セレッソ大阪
代表取締役会長

森島寛晃

大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
大阪市
大阪市協定締結担当者
住吉区長

橋 経義